

会議名 (審議会等名)	第4回川西市政治倫理審査会		
事務局 (担当課)	総務部 行政室 総務課 内線(2322)		
開催日時	平成16年7月28日(水) 午後7時00分～午後7時30分		
開催場所	本庁舎 7階 大会議室		
出席者	委員	末澤委員(会長)、藤田委員(副会長)、横田委員、三井委員、若松委員、田中委員	
	事務局	西総務部長、上松行政室長兼総務課長兼防災安全課長、根津課長補佐、高塚主査	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	18人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	(1) 証拠の整理について (2) 証人尋問について (3) 第5回川西市政治倫理審査会の開催日等について (4) その他		
会議結果	審議事項については、 (1) 第1号調査請求者が提出した証拠の整理を行った。 (2) 被調査請求者に対し、刑事記録の提出の有無について説明を求めた。 (3) 被調査請求者に対し、被害者との示談交渉と和解の進捗状況について説明を求めた。 (4) 次回の審査会において、被調査請求者に対し、1問1答形式の尋問を行うこととした。 (5) 質問事項について、次回期日の1週間前までに事務局へ提出することとした。 (6) 第1号調査請求者に対し、被害者が証人として審査会に出席する意思があるかどうかを確認するよう依頼した。 ※ 次回の審査会開催は平成16年9月24日(金) 午後7時00分～		

会 長：それでは、川西市政治倫理審査会の村上議員に対する審査を開催します。請求者の方から先日、提出された被害者作成の報告書、資料及びわくわくネットワーク通信を証拠として採用します。

番号は、お手元のものに書いて欲しいのですが、最初の7月26日付の被害者作成の意見書ですかね。これを甲第12号証として特定します。それから刑事記録の写しから報告書を作られている資料というものを甲第13号証とします。それから、わくわくネットワーク通信を甲第14号証とします。

先ず、請求者の方で甲第12、甲第13及び甲第14について簡単にどうゆう趣旨なのかを説明願います。

第1号調査請求者：これは被害者が今までに思っていること、それと事件について今まで述べていないものについて、請求資料を見ましたうえで書いたものです。

会 長：1頁目は、全体の被害の状況の総括で、非常に残念なこととして書かれているのが、1番目に加害者が病院について来られなかったこと。2番目に市議会の信頼を揺るがす事件になったこと。3番目に同じ議員控え室になったこと。4番目として被害者のプライバシーについての配慮の問題。5番目に故意ではないとの弁明について。6番目に実況見分調書を読んでの感想、こういうことが書かれているということによろしいですね。

第1号調査請求者：はい。

会 長：甲第13号証は、正確なものではないけれども実況見分をそれをそのまま活字にしたということですね。

第1号調査請求者：はい。

会 長：甲第14号証は、わくわくネットワーク通信のうち、交通事故の状況というものが補充する被害者の意見ですね。

第1号調査請求者：はい。

会 長：わかりました。このように提出されましたが、村上議員の方で前回に刑事記録をどうされるかをお伺いしましたが、今日出された証拠も参考にして補充で提出されるかどうかを意見願います。

被調査請求者：座ったまま発言させていただきます。前は、刑事記録はプライバシーの観点から抵抗があり提出はいたしかねると申しましたが、再度提出していただきたいと政治倫理審査会の皆さまから要請を受けまして、もう一度相談をしました。とりあえず、検察庁の方に相談に時間を取られまして、2週間ほど前に検察庁の方に相談しまして、申請を1週間ほど前にしまして、今日に間に合うかどうかわからなかったんですが、間に合いませんので、2日3日後には入手できると思います。以上でございます。

会 長：そうしますと、期日決めますが、今回の甲第13号証が抜粋でして、特に被害者が現実に落下した地点などの場所の特定ができるもの、これ以外のもの、あなた自体のプライバシー、例えばいつ生まれてとか、どういう家庭環境であったとかは隠されて結構ですので、事故の関係だけを証拠で出してください。

それから、前回の審査会でお願いしておりました被害者との示談交渉と和解の進捗状況について書面があれば出して欲しいと要請しましたがその点についてはどうですか。

被調査請求者：保険会社の方に問い合わせをいたしましたところ、まだ被害者が治療中ということで、知識不足なものですから書類を申請しようと思ったのですが、治療中につき示談書の作成段階ではないと回答を受けておりまして、一応手元には保険会社の方からお医者さまと被害者本人が立て替えられた分の支払額の通知がありますが、病院名などプライバシーに関わることで、今は手元にあるだけの状態であります。

会 長：今後の予定について審査会で協議します。

(審査会委員で協議)

請求者の方にもお尋ねいたしますが、近日中に村上議員から刑事記録の一

部を出していただいて、証拠として採用することを前提として、次回に村上議員にだいたい1時間ぐらいの1問1答のような尋問を行う予定でおります。

今後の考え方としては、だいたいその尋問が終わりましたら、概ね審査会としては審査を終了しますので、各おのおの意見書を提出してもらおうということで、次回に証人尋問したあと結審して、審査会の判断をするという予定でおります。

請求者の方で事前にイエスかノーかを答えられる質問を書面に番号をふってもらって出してもらいたい。

村上議員の方は、自分で自分を質問するというのもできませんから、特にこういう点を聞いて欲しいものを質問の形にしてください。

それから刑事記録を出していただいたら不要かもしれませんが、内容によればどのように現場から去られて、また来られたかを聞いたりします。

被調査請求者：請求者の方からの私への質問は分かったのですが、私の方から……。

会 長：あなた自身が是非この点を聞いて欲しいというものを質問の形にして書いて欲しいのです。

被調査請求者：聞かれないことを……。

会 長：そうですね。聞かれないことを質問の形で書いてもらえばいい。こういう点を答えたいというものです。

被調査請求者：わかりました。

会 長：時間としては、だいたい1時間ぐらいを考えていますが、審査会の委員や調査請求者の方も聞くでしょうから、内容は重なったりしない限りは、質問は制限しませんから時間かかるかもしれません。

第2号調査請求者：すいません。イエス、ノー形式で答えられような形にしてくれとおっしゃいましたが、難しい部分もあるやもしれませんのであまりそういう形式にとらわれずに質問を作ってよろしいでしょうか。

会 長：結構なんですけど、答えやすいように質問しないと答えにくいんですね。自分の意見を山ほど言ってどうですかと言われても、「はあ」とか「ふう」とかしか答えられないんですよ。もしできなければ審査会の方で替わりに聞きますから、あまり深く考えずにこういう点についてどう思うかを書いておいてほしい。

第2号調査請求者：質問を書いて事務局に出すということですか。

会 長：そうですね。期日決めますからその1週間前までに事前に提出していただきたい。

第2号調査請求者：できたら、調書等の分析に手間取るので、可能ならば次回の開催期日を2ヶ月ぐらい空けて欲しいのですが、その点についてはどうでしょうか。

会 長：予定をお聞きしましたら、9月15日の7時からの予定をしていますが……。

被調査請求者：大変申し訳ないのですが、議会の方で公営企業会計決算審査委員会というものがございまして、時間が何時に終わるか、早く終わるときもあるのですが、長引くときもありますので、できればほかの日でお願いしたいのですが……。

会 長：それでは9月24日の7時とします。この日には、村上議員の尋問をします。そのうえで、その日に結審するか、もう一回入れるかをその日に決めます。ですから村上議員の方で刑事記録を出される予定があるので、手元に来られましたら早めに出していただけますか。そうするとそれを見られてから請求者の方も質問事項を作られますので、協力してください。

第1号調査請求者：質問事項を書類にして事務局に出すように言われましたけれども、その出した質問は事前に村上議員にも知らされることになるのでしょうか。

会 長：そうなります。もちろんですね、質問書に書かれているもの以外でも当日聞いていただいてもいいです。質問を秘密にする必要もないでしょう。ある程度質問を練っておらねば、全部いろいろなことを聞くと3時間ぐらいかか

るでしょう。失礼ながら、一般論ですが、質問の趣旨が解らずに聞くと、何を聞いているか解からないことになります。質問の趣旨を繰り返したりして、答えがでる前に長引いたりします。尋問が慣れておりませんので、そう言っているだけで、全部の質問を書く必要はありませんし、例えば被害者が意見を書かれていますよね。ここの何項に書かれていることについてどのように思われますか、というふうに質問していただいてもいいんです。そう難しく考えなくてもいいんです。質問の内容は皆さん請求出されていますから、その請求の範囲内をお願いします。とっぴのないことを聞かれても、それは止めてくださいと制限することはありますが、この件に関してのみ聞いてください。

あと、現実問題として、質問事項を書かれて難しかったら事務局に聞いてください。また、事務局を通じて私の方から答えられることは答えますので。最後になりますが、被害者自身が証人として出席しないということによろしいですね。ですから、尋問予定としては、被害者は呼ばないということで、その替わりこの本甲第12号証をだされたという、こういう理解でよろしいですね。

第2号調査請求者：実は、被害者がいつも言われるのですが、一番最初の事故があった直後の村上議員の態度と最近の村上さんの態度がすっかり変わってしまったとよく言われるんですよ。その辺のところで、不信感というか、とてもいやな思いを被害者はされておりますので、前もっているんな質問出して村上さんの本当の気持ちが聞けないのではないかというのが、私の心配なのですが……。

会 長：そのままぶつけられるしかないですね。それは調書を読まれて、場合によれば、村上議員が出された調書で不足のものがあれば、被害者が検察庁から取り寄せて、もっておられる調書で補充されたらいいかと思えます。補充して被害者の供述に替えるということで、引用されて証拠として出してもいいですよ、尋問までに。そういうやり方もありますから、工夫してください。全部私の方からああしろとか、こうしろと言えませんが、証人として申請しないということによろしいですね。

今日、どうしても決めにくければ、次回期日までに、どうしてもご本人が出て言いたいということであれば、24日に20分ほど取ってもいいですから、村上議員の後に被害者を入れます。いちがいに拒否するものではないですよ。よく打ち合わせして、ご本人が出たくないということが書かれていましたから、ご本人の意志を尊重しなければなりませんので、ご本人によく聞いてください。

それでは、審査会を終わります。

次回期日は、9月24日の7時からこの場所で行います。

もう一度整理しますけれども、そのときに村上議員を尋問させていただきま。それから、なるべく早く刑事記録を村上議員の方は、事務局へ出してください。それに基づいて質問事項があれば、質問事項を作ってもらおうということになります。

被調査請求者：最後に一言申させていたきたいのですが、当然、政治倫理審査会の被調査請求者として誠実に答えなければならないのですが、被害者の意見書を読ませていただいて、大変に心が痛んで、何度も申し上げているのですが、申し訳ない気持ちでいっぱい、せめてもの被害者のご要望、どうかこの審査会に対して村上氏は誠実に答えられるようお願いし書いと書いてあります。当然ながら私としましては、ご質問に誠実に嘘偽りなくお答えしたいと思えますので、調査請求者及び政治倫理審査会の皆さま、その点をご理解よろしくお願ひします。

会 長：それでは、今日はこれで終わります。